

山梨県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士の登録に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認めた建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、知事がこの要綱に基づき登録した者、又は被災宅地危険度判定連絡協議会会長が宅地判定士名簿に登録した者をいう。

(登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住又は勤務する者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了した者を、宅地判定士として登録することができる。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに該当する者
 - 二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - 三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者
 - 四 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、県内に居住又は勤務する者で、前項各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

(登録の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者（前条第2項に該当する者は除く。）は、次の各号のいずれかによって申請するものとする。

- 一 被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を知事に提出する方法
- 二 やまなしくらしねっと電子申請サービスにより、知事に申請する方法

- 2 登録申請時には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。
- 一 前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び資格要件を証明する書類
 - 二 前条第1項第2号又は第3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
 - 三 申請者の写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.5センチメートルの写真）
 - 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（登録証の交付）

- 第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付する。
- 2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録することができない旨の文書を当該申請者に通知する。

（登録事項の変更）

- 第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）及び登録証を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名
 - 二 居住地
 - 三 勤務先の名称、所在地又は電話番号
- 2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付する。

（登録の更新）

- 第7条 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（第3条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
- 2 前項に規定する登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として山梨県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに第12条に規定する講習会を再受講し修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合に、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第6号）及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。
- 3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付する。

4 前項の登録の有効期間は、第1項に準ずる。

(登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（様式第7号）により、知事に再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付する。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

(登録知事の変更)

第10条 宅地判定士は、山梨県内に居住地があることにより登録を山梨県知事に受けている場合にあっては、山梨県以外の都道府県に居住地を変更したとき又は山梨県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び山梨県内に勤務先の所在地があることにより登録を山梨県知事に受けている場合にあっては、山梨県以外の都道府県に勤務先の所在地を変更したとき又は山梨県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするときは、変更届及び登録証を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第11条 知事は、宅地判定士として登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

(被災宅地危険度判定士養成講習会)

第12条 知事は、第3条第1項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施する。

2 第3条第1項の講習は、前項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

第13条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項、第9条第2項、第10条、第11条に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載し、その内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成16年10月12日から施行する。

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

この要綱は、令和7年12月17日から施行する。